

沼津市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沼津市環境基本条例（令和2年条例第16号）第23条第9項の規定に基づき、沼津市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長とともに事故あるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、生活環境部環境政策課で処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、昭和49年1月14日から施行する。

付 則（昭和52年10月21日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年12月26日規則第28号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日規則第24号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。